

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

中札内村施設課より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとに更新が必要になります。**

- 指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年10月1日に施行されます。
 - 指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります(下記参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	改正法施行日の前日から令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	改正法施行日の前日から令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	改正法施行日の前日から令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年3月31日	改正法施行日の前日から令和6年9月29日の5年間

- 初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様へ通知をします。
- なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

■更新申請についてのお問い合わせ

中札内村役場施設課施設グループ [TEL:0155-67-2496](tel:0155-67-2496)